

人権擁護委員制度を ご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員
法が施行された日です。

●人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、法務大臣が委
嘱した民間のボランティアの人た
ちです。この制度は、日頃、地域
に根ざした活動を行っている民間
のボランティアの人たちが、地域
の中で人権思想を広め、人権侵害
が起きないように見守り、人権を
擁護していくことが望ましいとい
う考えから設けられたものです。

現在、約1万4千人（秩父市は
10人）の委員が全国の市町村に配
置され、講演会や座談会を開催し
たり、法務局や市役所等の人権相
談所で市民の皆さんからの相談を
受けるなど、積極的な活動を行っ
ています。皆さんの一番身近な相
談相手です。

●人権相談所のご案内

さいたま地方法務局秩父支局と
市では、人権擁護委員による人権
相談所を開設しています。（詳細
は27ページをご覧ください。）
人権に関する悩みごとなどお気
軽にご相談ください。相談は無料
で秘密は守られます。

問 さいたま地方法務局秩父支局
☎ 22-10827

市役所総務課 ☎ 22-12251

人権擁護委員に池田克生氏（再任） と三上孝子氏（再任）を委嘱



池田 克生氏
（桜木町）



三上 孝子氏
（荒川上田野）

両氏は、秩父市議会12月定例会
で議会の同意を得て、人権擁護委
員として法務大臣に推薦、平成27
年4月1日付けで委嘱されました。
問 総務課 ☎ 22-12251

5月12日は民生委員・児童委員の日です。

大正6年5月12日に民生委員制度が誕生しました。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員と
して、それぞれが担当する区域において、住民の生
活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な
支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果
たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安
否確認などにも重要な役割を果たしています。

なお、4月1日付けで、次の方が厚生労働大臣なら
びに埼玉県知事から委嘱されました。（敬称略）

阿部 弘（日野田町）

問 社会福祉課 ☎ 25-5204

新町会長さんのご紹介

次のとおり町会長の交代がありましたので、お知
らせします。（平成27年4月23日現在。敬称略）

| 町会名 | 会長名 |
|---------|-----------|
| 上 黒 谷 | 長 島 友 良 |
| 上 久 那 | 青 木 博 志 |
| 太 田 下 | 富 田 幸 夫 |
| 太 田 上 | 富 田 和 雄 |
| 伊 古 田 | 黒 沢 岩 男 |
| 品 沢 | 笠 原 茂 雄 |
| 堀 切 | 金 子 寛 次 |
| 小 柱 | 小 林 義 政 |
| 八 幡 | 原 嶋 勝 巳 |
| 久 長 | 新 井 玉 夫 |
| 阿 熊 | 新 井 一 男 |
| 上 の 原 | 齋 藤 貞 男 |
| 上 吉 田 西 | 新 井 一 男 |
| 石 間 | 新 井 初 男 |
| 石 原 | 尾 ヶ 井 庄 市 |
| 下 白 久 | 新 井 善 二 |
| 日 向 | 磯 田 潤 一 |

行政相談をご利用ください！

行政上の困りごとについて、相談相手となる行政相談
委員として次の方々が委嘱されました。（4月1日付け）
（敬称略）

| | 氏 名 | 住 所 | 電話番号 |
|----|--------|------------|---------|
| 再任 | 根岸 進 | 日野田町1-2-37 | 22-2295 |
| | 彦久保 利平 | 下吉田5567 | 77-0110 |
| | 山中 武 | 大滝340 | 54-0289 |
| | 佐藤 誠二 | 荒川上田野523-1 | 54-2457 |
| 新任 | 彦久保 幸子 | 近戸町10-18 | 23-4848 |

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委
嘱しているもので、市民の皆さんから広く行政（国や県）
に対する苦情や意見・要望などをお聴きして苦情の解決
を促進するとともに、それらの意見をもとに行政運営の
改善を進めることを仕事としています。

市役所、吉田・大滝・荒川総合支所で定期的に相談を
お受けしていますが、ご自宅でも相談に応じていますので、
どうぞお気軽にお申し出ください。

| | | |
|---------|---------|---------|
| 歴史文化伝承館 | 毎月第3月曜日 | 午後1時～3時 |
| 吉田総合支所 | 毎月第1月曜日 | |
| 荒川総合支所 | 毎月第2月曜日 | |
| 大滝総合支所 | 毎月第4月曜日 | |

問 市民生活課 ☎ 25-5200